

6日保第 2277号

令和7年2月5日

日進市国民健康保険運営協議会

会長 青山 雅道 様

日進市長 近藤 裕貴



日進市国民健康保険税について(諮問)

日進市国民健康保険運営協議会規則第2条第1項の規定により、下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。

記

諮問事項

令和7年度日進市国民健康保険税について

諮問の趣旨

国民健康保険制度は、平成30年度の県単位化により、都道府県が財政運営の責任主体となることで国保制度の安定化が図られています。

県単位化以降、本市の保険税水準は、県が示す標準保険料率と比較して低いことから、その乖離を埋めるため、運用基金を活用し税収不足分を補填しながら、計画的・段階的な税率改定を行ってまいりました。

また、被保険者の高齢化や医療の高度化等により、一人当たりの医療給付費は伸び続けていることに加え、被用者保険の適用拡大などによる保険者規模の縮小や子ども・子育て支援金制度の創設などの制度改正を見据え、将来にわたり国保財政を安定的に運営していくため、県内保険税水準の統一に向けた国民健康保険税の改定に取り組む必要性が高まっております。

このような状況の中、令和7年1月20日に県から令和7年度の納付金額と標準保険料率が示されましたが、一人当たり納付金の額の増加傾向が続く状況であり、基金の活用に限界がある中で標準保険料率への到達をせざるをえないことから、別紙のとおり保険税の改定を行うとともに、地方税法施行令の改定予定に合わせ、賦課限度額の改定を行うものであります。

慎重なるご審議の上、ご答申くださいますようお願いいたします。

<事務局>

福祉部 保険年金課 国保年金係

令和7年度日進市国民健康保険税について

令和7年度日進市国民健康保険税の所得割率を現在の11.90%から12.60%、均等割額を現在の44,700円から55,500円にそれぞれ引き上げ、平等割額を現在の34,700円から34,200円に引き下げる。

また、地方税法施行令が改正された場合は、賦課限度額を現在の106万円から同施行令に規定される109万円に引き上げる。

また、以降、国民健康保険税は、標準保険料率に連動して改定する。

内 訳

・所得割率

	改正前	改正後
基礎課税分	<u>6.65%</u>	<u>7.53%</u>
後期高齢者支援金等課税分	<u>2.90%</u>	<u>2.77%</u>
介護納付金課税分	<u>2.35%</u>	<u>2.30%</u>
合 計	<u>11.90%</u>	<u>12.60%</u>

・均等割額

	改正前	改正後
基礎課税分	<u>25,400円</u>	<u>32,200円</u>
後期高齢者支援金等課税分	<u>8,100円</u>	<u>11,700円</u>
介護納付金課税分	<u>11,200円</u>	<u>11,600円</u>
合 計	<u>44,700円</u>	<u>55,500円</u>

・平等割額

	改正前	改正後
基礎課税分	<u>23,000円</u>	<u>20,900円</u>
後期高齢者支援金等課税分	<u>5,500円</u>	<u>7,600円</u>
介護納付金課税分	<u>6,200円</u>	<u>5,700円</u>
合 計	<u>34,700円</u>	<u>34,200円</u>

・賦課限度額

	改正前	改正後
基礎課税分	<u>65万円</u>	<u>66万円</u>
後期高齢者支援金等課税分	<u>24万円</u>	<u>26万円</u>
介護納付金課税分	<u>17万円</u>	<u>17万円</u>
合 計	<u>106万円</u>	<u>109万円</u>